



DAIKEN

第71回

定時株主総会 招集ご通知

Contents

■ 第71回定時株主総会招集ご通知

【添付書類】

■ 事業報告

■ 計算書類

■ 監査報告書

■ 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役及び退任監査役
に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

【日時】

2019年5月23日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

【場所】

大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間

株式会社 **ダイケン**
証券コード5900

証券コード5900
2019年5月7日

株 主 各 位

大阪市淀川区新高二丁目7番13号

株式会社 **ダイケン**

代表取締役社長 藤 岡 洋 一

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

第71期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiken.ne.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

【添付書類】

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用所得環境の改善に伴い、緩やかな回復基調にあるものの、消費者マインドの低迷などから個人消費は弱く、企業業績に関しましても原油高騰に起因する変動費の増加などから力強さを欠くものとなりました。海外情勢におきましても、英国のEU離脱問題、米中通商協議の行方や北朝鮮における地政学的リスクの高まりもあり、先行きの不透明感が強い状況で推移いたしました。

当社が属しております建築金物業界を概観いたしますと、新設住宅着工戸数について、分譲住宅などが前事業年度に対して増加しているものの、貸家は大きく減少しており、全体として減少傾向となっており、また、慢性的な人材不足による工期の遅延、運搬費の高騰、原材料価格の高止まりなど厳しい状況で推移いたしました。

このような中、新製品の販売拡大を進めるべく、エクステリア・エキシビション2018やK E N T E Nなどの展示会へ積極的に参加し、さらにカタログの内容を刷新し、利用者の見易さを改善する等により拡販に努めてまいりました。ホームページ上におきましても、自転車ルーフ及びラックについて、簡易見積システム「みつもりダイちゃん」を公開し、製品導入の検討をより手軽に行ってもらえるよう、サービスの向上を図りました。

また、製造工程や運送業者の見直し、効率化に努めるとともに、自助努力では現状のコスト維持が困難な状況に達した製品群に関しまして、価格の改定を順次行っていくなど、コスト増加への対応を図り、関東エリアにおける生産・物流の拠点としての機能をより一層充実させるべく、千葉工場の改修を行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、ネット販売や集合住宅向け販売に注力していくことでエクステリア関連製品が比較的堅調に推移し、前事業年度比1.2%増の10,797百万円となりました。利益面では、原材料及び運搬費高騰への対応が追い付かず、営業利益は前事業年度比35.6%減の252百万円、経常利益は前事業年度比32.7%減の269百万円となりました。当期純利益は前事業年度に比べ33.8%減の176百万円となり、自己資本利益率は前事業年度比0.7ポイント減の1.5%となりました。

品目別の売上状況については、次のとおりであります。

(単位：千円)

分 類	金 額	構成比	主 要 製 品 名
建 築 金 物	4,168,458	38.6%	ドアハンガー、クローザーシステム 点検口、ピット、グレーチング
外 装 用 建 材	1,915,126	17.7%	金属製笠木、アルミ庇
建 材	6,083,585	56.3%	——
エ ク ス テ リ ア	3,646,251	33.8%	物置、ごみ収集庫、自転車置場
そ の 他	901,567	8.4%	セキュリティ関連、施工
小 計	10,631,404	98.5%	——
不 動 産 事 業 収 入	165,789	1.5%	不動産賃貸
合 計	10,797,194	100.0%	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、1億88百万円であります。その主なものは、建築関連製品の工場建物、生産用機械及び金型であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期における当社の経営環境は、T P PやE UとのE P Aの影響、堅調な外需、企業収益の改善などから、国内経済が緩やかに回復していくことが予測されるものの、実質所得の改善が弱い中での消費増税、英国のE U離脱問題や米中通商協議の行方など先行き不透明な状況が続くものと考えられます。

建築関連製品セグメントにおきましては、消費増税前の需要や予定されている住宅購入支援策による新設住宅着工戸数の緩やかな回復や東京オリンピック・パラリンピックに係わる直接的又は間接的な需要が見込まれる一方、原材料価格や運搬費の高騰、価格競争の激化などの厳しい状況が予測されます。そのため、多品種少量生産の中で利益を確保するための営業効率の向上と高品質、低コストの製品の開発・生産輸送体制構築による原価低減を次期の課題としております。

当社におきましては、製造現場における4 S活動などを通じて、製造作業の標準化、自動化などにより生産性を高め、小ロット生産体制を構築し、在庫コストを減らすことなどによって原価の低減を図ってまいります。また、工場間及び工場、支店・営業所間での情報共有を一層進めていくことで、物流コストの圧縮を進め、販売予測精度の向上を図ることにより、営業効率をさらに高めるよう努めてまいります。

また、不動産賃貸セグメントにおきましては、少子高齢化の進む中で単身者世帯のニーズをとらえて、高い水準にて入居率を確保、維持していくことを課題としております。

当該課題に対しましては、所有物件周辺の単身者世帯のニーズを反映した効率的な改修、設備投資を行うことで対応を図ってまいります。

これらの対応に加えて、社会問題解決、地域貢献を果たすべく、ユーザー視点に立った新製品の開発及びその販売の拡大を図っていくことで、高収益体質の企業として、また、ステークホルダーの期待に応えていく企業として、成長、発展に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第68期 (2016年2月期)	第69期 (2017年2月期)	第70期 (2018年2月期)	第71期 (当期) (2019年2月期)
売 上 高	10,770,011	10,403,694	10,674,050	10,797,194
経 常 利 益	496,854	488,991	400,430	269,562
当 期 純 利 益	349,441	312,902	266,895	176,605
1株当たり当期純利益	59円50銭	53円28銭	45円45銭	30円07銭
総 資 産	14,636,616	15,023,326	15,196,970	15,203,010
純 資 産	11,482,816	11,832,944	12,058,944	12,102,357

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く。）に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、建築金物、外装用建材、エクステリア製品等の製造、販売を行っており、また、製品の取付け工事を行っております。更に、不動産賃貸事業を営んでおります。

(12) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市淀川区新高二丁目7番13号

支店・営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市清田区	埼玉営業所	さいたま市北区
東京支店	東京都墨田区	西関東営業所	東京都町田市
名古屋支店	愛知県一宮市	静岡営業所	静岡市駿河区
大阪支店	大阪市淀川区	岡山営業所	岡山市東区
仙台営業所	仙台市宮城野区	広島営業所	広島市中区
盛岡営業所	岩手県盛岡市	福岡営業所	福岡市博多区
千葉営業所	千葉県佐倉市		

工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
室 蘭 工 場	北 海 道 室 蘭 市	兵 庫 工 場	兵 庫 県 加 西 市
成 田 工 場	千 葉 県 富 里 市	岡 山 工 場	岡 山 市 東 区
千 葉 工 場	千 葉 県 佐 倉 市	津 山 工 場	岡 山 県 津 山 市
十 三 工 場	大 阪 市 淀 川 区		

(13) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	268名	8名増	42.0歳	16年9月
女 性	47名	1名増	40.7歳	12年8月
合計または平均	315名	9名増	41.8歳	16年1月

(注) 従業員数には、臨時従業員及び嘱託社員（計92名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,970,480株（うち自己株式97,932株）
- (3) 株 主 数 1,145名（前期末比149名減）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
藤岡洋一	1,115,200株	19.0%
ダイケン取引先持株会	474,500株	8.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	373,300株	6.4%
藤岡秀一	291,385株	5.0%
株式会社りそな銀行	243,000株	4.1%
藤岡純一	237,000株	4.0%
ダイケン従業員持株会	225,011株	3.8%
押木信吉	202,350株	3.4%
株式会社三井住友銀行	185,000株	3.2%
桑井孝子	158,700株	2.7%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2019年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤岡洋一	
常務取締役	松井浩治	営業本部長
常務取締役	北川淳二	製造管理部長
取締役	田淵敦司	経理部長
取締役	北脇昭	総務部長
取締役	有田真紀	公認会計士・税理士有田事務所所長 日本PCサービス株式会社社外取締役 株式会社栗本鐵工所社外監査役
常勤監査役	小畑芳三	
監査役	橋田光正	りょうざん会計事務所所長 東陽監査法人代表社員
監査役	森住曜二	森住曜二公認会計士事務所所長 株式会社グラッドキューブ社外取締役

(注) 1 当事業年度中の監査役の異動

2018年5月24日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、阿部幸孝氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

2018年5月24日開催の第70回定時株主総会において、新たに森住曜二氏は監査役に選任され、就任いたしました。

- 2 取締役有田真紀氏は社外取締役であります。
- 3 監査役橋田光正氏及び監査役森住曜二氏は社外監査役であります。
- 4 常勤監査役小畑芳三氏は、株式会社りそな銀行に長年在籍し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 監査役橋田光正氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6 取締役有田真紀氏、監査役橋田光正氏及び監査役森住曜二氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(ご参考) 当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当地位
岡 森 正 寛	執行役員 製造管理部 部長 兼 兵庫工場長
久 野 義 浩	執行役員 開発部長
中 野 達	執行役員 貿易部長
小 野 雅 行	執行役員 営業本部 副本部長 兼 東日本ブロック長
白 岩 和 哉	執行役員 営業本部 西日本ブロック長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条、第34条の規定により、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	6名	110,268千円
(うち社外取締役)	(1名)	(2,850千円)
監 査 役	4名	16,652千円
(うち社外監査役)	(3名)	(3,150千円)
計	9名	126,921千円

- (注) 1 1996年5月29日の株主総会の決議による取締役の報酬限度額(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず)は年額200,000千円、及び監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。
- 2 支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用処理した10,000千円(取締役8,500千円、監査役1,500千円)及び役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した10,225千円(取締役9,025千円、監査役1,200千円)が含まれております。
- 3 上記のほかに、次の支払いがあります。
- | | |
|-------------------|----------|
| 使用人兼務取締役の使用人給与相当額 | 25,654千円 |
|-------------------|----------|

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	有田真紀	当事業年度開催の取締役会には14回中13回に出席しました。社外での経験や専門性を活かし、議案の審議に必要な発言を行っております。
監査役	橋田光正	当事業年度開催の取締役会には14回中14回に、また監査役会には12回中12回に出席しました。公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、必要な意見、発言を行っております。
監査役	森住曜二	就任後開催の取締役会には9回中9回出席し、また監査役会には9回中9回出席しました。主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で法人名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額20,000千円

- (注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項及び定款第38条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動指針を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役員が事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンス規程に従い実践するよう周知徹底します。
- ② 内部監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監視するとともに、随時取締役会に報告します。
- ③ 当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に公益通報制度を設け、その利用につき役職員に周知し運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、法令及び社内規程に基づき、定められた期間保存します。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとし、ます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「危機管理規程」に基づき各部門への浸透を図ります。各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとし、ます。

また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任するものとし、ます。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めます。

また、当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に管理するとともに、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は監査役及び監査契約を締結した監査人と十分な情報交換を行うものとし、ます。

当社は、子会社に関する業績状況、決算状況などの報告について、定期的・継続的に子会社の取締役または従業員から当社取締役会へ報告するものとし、ます。なお、監査役は取締役会と連携し報告を共有するものとし、ます。

当社の監査役は「監査役監査規程・第16条ノ2」に従い、子会社の業務及び財産の状況を調査することができるものとし、子会社の取締役または従業員から直接報告を受けることができるものとし、ます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

また、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とします。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めるものとします。

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社等の財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備し、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定します。

また、監査役に対し当該通報及び報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ります。
- ③ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担します。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め基本方針とします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関と連携し的確に対応します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

経営環境の変化に応じて、社内規程の制定並びに改定を行い、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう企業行動基準の周知活動を行うとともに、取締役会において内部統制監査に基づく報告を定期的に行っております。なお、取締役会は毎月1回開催しており、当事業年度におきまして14回開催されております。

社外監査役を含む監査役は、監査計画に基づいた監査の他、取締役会への出席や、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の運用状況を確認しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,676,651	流 動 負 債	2,766,343
現金及び預金	3,842,347	支払手形	174,185
受取手形	643,567	電子記録債権	1,395,583
電子記録債権	1,792,154	買掛金	525,222
売掛金	1,719,832	未払金	154,739
商品	8,219	未払費用	135,267
原材料	763,346	未払法人税等	101,330
仕掛品	453,129	賞与引当金	162,467
貯蔵品	301,462	役員賞与引当金	10,000
繰延税金資産	30,304	その他の流動負債	107,547
その他の流動資産	87,075	固 定 負 債	334,310
貸倒引当金	35,688	役員退職慰労引当金	131,000
	△477	繰延税金負債	95,503
固 定 資 産	5,526,359	その他の固定負債	107,806
有 形 固 定 資 産	4,493,222	負 債 合 計	3,100,653
建物	1,749,598	純 資 産 の 部	
構築物	14,201	株 主 資 本	11,819,957
機械及び装置	550,187	資本金	481,524
車両運搬具	5,525	資本剰余金	250,398
工具器具備品	136,359	資本準備金	249,802
土地	2,037,350	その他資本剰余金	596
無 形 固 定 資 産	61,208	利 益 剰 余 金	11,144,085
ソフトウェア	57,715	利益準備金	120,381
電話加入権	1,696	その他利益剰余金	11,023,704
その他の無形固定資産	1,796	固定資産圧縮積立金	357
投 資 其 他 の 資 産	971,928	別途積立金	7,500,000
投資有価証券	722,264	繰越利益剰余金	3,523,346
関係会社株式	20,000	自 己 株 式	△56,050
保険積立金	176,153	評価・換算差額等	282,399
その他の投資	60,160	その他有価証券評価差額金	282,399
貸倒引当金	△6,650	純 資 産 合 計	12,102,357
資 産 合 計	15,203,010	負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,203,010

損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,797,194
売上原価	7,439,957
売上総利益	3,357,237
販売費及び一般管理費	3,105,139
営業利益	252,097
営業外収益	44,753
受取利息及び配当金	23,244
その他の営業外収益	21,509
営業外費用	27,288
支払利息	5
その他の営業外費用	27,283
経常利益	269,562
税引前当期純利益	269,562
法人税、住民税及び事業税	94,643
法人税等調整額	△1,686
当期純利益	176,605

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金
2018年3月1日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	571	7,500,000
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							
当期純利益							
固定資産圧縮積立金の取崩						△213	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△213	—
2019年2月28日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	357	7,500,000

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計					
2018年3月1日残高	3,434,615	11,055,567	△56,050	11,731,439	327,505	327,505	12,058,944
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	△88,088	△88,088		△88,088			△88,088
当期純利益	176,605	176,605		176,605			176,605
固定資産圧縮積立金の取崩	213	—		—			—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					△45,105	△45,105	△45,105
当期変動額合計	88,730	88,517	—	88,517	△45,105	△45,105	43,412
2019年2月28日残高	3,523,346	11,144,085	△56,050	11,819,957	282,399	282,399	12,102,357

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～50年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,687,451千円
- (2) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|------------|-------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 3,050,000千円 |
| 借入実行残高 | — |
| 差引額 | 3,050,000千円 |
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 5,827千円 |
| 短期金銭債務 | — |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

99,746千円

営業取引以外の取引による取引高

業務管理手数料等

12,026千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	5,970,480株		—		—	5,970,480株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	97,932株		—		—	97,932株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2018年5月24日 定時株主総会	普通株式	88,088千円	15円00銭	2018年 2月28日	2018年 5月25日

(5) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 力 発 生 日
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	88,088千円	15円00銭	2019年 2月28日	2019年 5月24日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	49,714千円
未払事業税等	9,765千円
役員退職慰労引当金	40,086千円
減損損失	28,236千円
その他	46,167千円
小 計	173,970千円
評価性引当額	△60,325千円
合 計	113,645千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△121,903千円
固定資産圧縮積立金	△169千円
合 計	△122,073千円

繰延税金資産の純額 8,427千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については自己資金又は銀行借入で賅う方針であります。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部の外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主として取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、短期の支払期日のみであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先与信限度規程に従い、営業債権について、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て債権・債務については、定期的な為替相場等を把握しております。

投資有価証券については、定期的な時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係るリスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末日における営業債権のうち25.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,842,347	3,842,347	—
(2) 受取手形	643,567	643,567	—
(3) 電子記録債権	1,792,154	1,792,154	—
(4) 売掛金	1,719,832	1,719,832	—
(5) 投資有価証券	713,676	713,676	—
資 産 計	8,711,577	8,711,577	—
(1) 支払手形	174,185	174,185	—
(2) 電子記録債務	1,395,583	1,395,583	—
(3) 買掛金	525,222	525,222	—
負 債 計	2,094,991	2,094,991	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権及び (4) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

その他投資有価証券における種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理の対象となったものはありません。

	種類	取 得 原 価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	284,839	694,477	409,637
	小計	284,839	694,477	409,637
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	24,533	19,199	△5,333
	小計	24,533	19,199	△5,333
合 計		309,372	713,676	404,303

負債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務及び (3) 買掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	8,587

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の当事業年度末日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預 金	3,835,744	—	—	—
受 取 手 形	643,567	—	—	—
電 子 記 録 債 権	1,792,154	—	—	—
売 掛 金	1,719,832	—	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は92,980千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額 (千円)			当事業年度末に おける時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
628,196	△14,981	613,215	1,092,987

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

- 2 主な変動

減少は、減価償却費14,981千円であります。

- 3 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
9. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,060円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 30円07銭 |
10. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。
11. その他の注記
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月16日

株式会社ダイケン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上正彦 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 仲下寛司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイケンの2018年3月1日から2019年2月28日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社については、子会社取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月23日

株式会社ダイケン 監査役会

常勤監査役 小 畑 芳 三 ㊟

社外監査役 橋 田 光 正 ㊟

社外監査役 森 住 曜 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要政策の一つであると考えており、長期に株式を保有していただく株主の皆様のご期待にお応えするため、業績に連動した配当を行うこととし、当期純利益（通期）の25%以上の配当性向を目標といたしております。

期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を勘案し、1株当たり15円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は88,088,220円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年5月24日

第2号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役松井浩治氏、田淵敦司氏、有田真紀氏の3名が任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 地位、担当及び重要な兼職の状況	歴 歴	所有する 当社株式の数
1	たぶちあつし 田淵敦司 (1958年2月14日生)	1981年3月 当社入社 1993年3月 当社社長室課長代理 2005年3月 当社経理部次長 2005年3月 当社執行役員経理部長 2007年3月 当社取締役経理部長 (現任)		6,753株
2	ありたまき 有田真紀 (1968年7月10日生)	1996年6月 センチュリー監査法人 (現EY新 日本有限責任監査法人) 入所 2003年7月 公認会計士・税理士有田事務所 所長 (現任) 2014年11月 日本P Cサービス株式会社社外 取締役 (現任) 2015年5月 当社取締役 (現任) 2018年6月 株式会社栗本鐵工所社外監査役 (現任)		—
3	おのまさゆき 小野雅行 (1967年10月5日生) 新任	1988年3月 当社入社 2005年3月 当社仙台営業所長 2016年6月 当社東京支店長 2017年3月 当社執行役員営業本部東日本ブ ロック長兼東京支店長 2018年3月 当社執行役員営業本部副本部長 2019年3月 当社執行役員営業本部長 (現任)		8,987株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、役員持株会及び従業員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 有田真紀氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は有田真紀氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き、同氏を独立役員とする予定であります。

4. 有田真紀氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役の選任理由及び独立性

①有田真紀氏につきましては、公認会計士及び税理士としての専門的な知識経験と、ガバナンスや企業経営に関する高い見識を有していることから社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断いたしました。

②同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）若しくは役員（同規則同条同項第3号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。

③同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（役員としての報酬を除きます。）を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。

④同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

(2) 社外取締役との責任限定契約

当社は有田真紀氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が、取締役を選任された場合、同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役小畑芳三氏が任期満了となります。また、監査役橋田光正氏は辞任により退任いたします。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>こばやし つとむ 小林 勉 (1963年3月2日生) 新任</p>	<p>1988年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入社 2013年7月 同行大阪営業第五部長 2017年4月 同行R B内部監査部グループリーダー 2018年4月 当社へ出向 当社 内部監査室部長代理 2019年4月 当社入社 内部監査室部長代理（現任）</p>	—
2	<p>あらい けんいちろう 荒井 憲一郎 (1958年11月8日生) 新任</p>	<p>1980年10月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1995年1月 EYニューヨーク事務所駐在 2013年7月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）本部 審査副委員長 2018年7月 荒井公認会計士事務所所長 （現任）</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 荒井憲一郎氏は、社外監査役候補者であります。なお、荒井憲一郎氏が原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出る予定であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役の選任理由及び独立性

- ①荒井憲一郎氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い専門性を有しております。同氏には、その知識と経験を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持、向上に貢献していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役の職務を適切に遂行していただけると考えております。
- ②同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員となったことはありません。
- ③同氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除きます。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
- ④同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これらに準ずるものではありません。

(2) 社外監査役との責任限定契約

荒井憲一郎氏が原案どおり選任された場合には、会社法第427条第1項及び定款第34条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、西尾富次氏は本総会第3号議案で承認され監査役に就任される予定の小林勉氏の補欠として、高橋一夫氏は社外監査役森住曜二氏及び本総会第3号議案で承認され社外監査役に就任される予定の荒井憲一郎氏の補欠としての候補者であります。

なお、あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間となります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	にし お とみ じ 西尾富次 (1963年3月16日生)	1990年10月 当社入社 2005年3月 当社情報システム 課長代理 2014年3月 当社情報システム 課長(現任)	—
2	たか はし かず お 高橋一夫 (1953年5月18日生)	1972年4月 大阪国税局入局 2010年7月 東山税務署 署長 2012年7月 東淀川税務署 署長 2014年7月 高橋一夫税理士事務所所長 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の候補者のうち、高橋一夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性

- ①高橋一夫氏は、税務署長を歴任され、また税理士として税務及び会計に関し豊富な知見及び高い見識を有され、就任された場合はそれらを当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
- ②同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員となったことはありません。

- ③同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除きます。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- ⑤同氏が原案どおり選任され、就任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、届出る予定であります。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約

補欠の社外監査役候補者が選任され、社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項及び定款第34条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される松井浩治氏及び監査役を退任される小畑芳三氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
まついこうじ 松井浩治	2007年5月 当社取締役 2011年5月 当社常務取締役（現任）
おばたよしかず 小畑芳三	2007年5月 当社常勤監査役（現任）

第6号議案 役員賞与支給の件

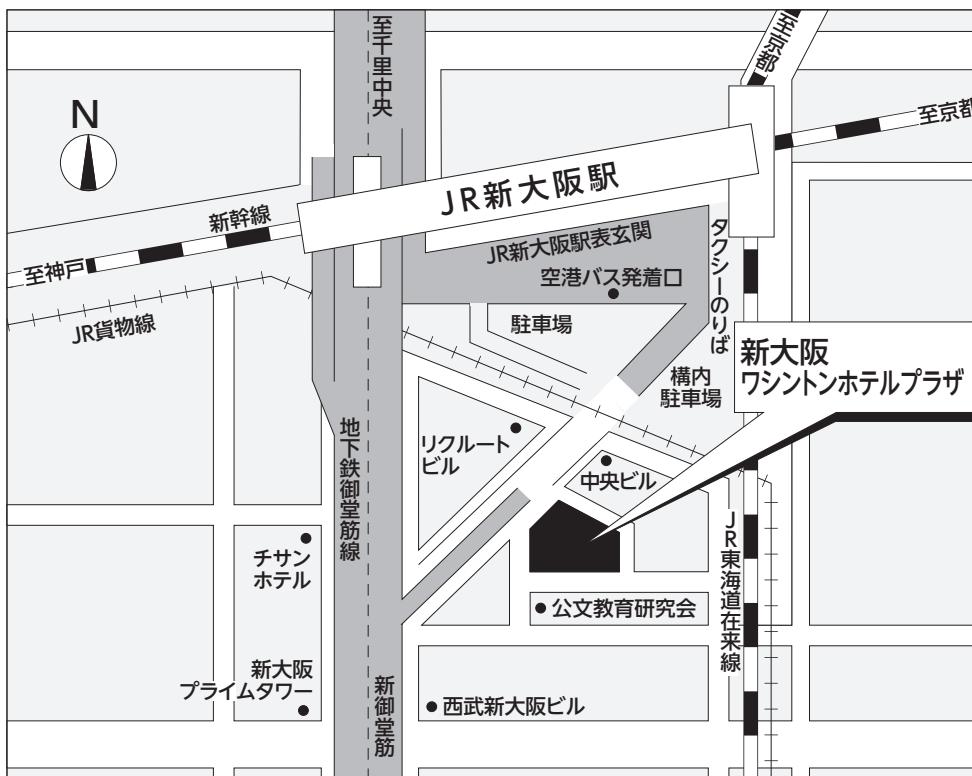
当期末時点の社外取締役1名を除く取締役5名及び社外監査役2名を除く監査役1名に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額10,000千円（取締役分8,500千円、監査役分1,500千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内略図

場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間



最寄の交通機関

- 徒歩

J R 新大阪駅正面口から……………徒歩約 3 分

地下鉄新大阪駅 7 番出口から……………徒歩約 3 分

— お願い —

駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。